

■ 防犯灯の設置交付金について（令和7年4月改正）

市では、犯罪を予防し市民の生活の安全に寄与するため防犯灯の設置を推進しています。下記の制度をご活用ください。

中津川市防犯灯設置交付金要綱

■ 防犯灯設置から交付金受領までの流れ

1. 区が防犯灯を設置（新規・更新）

- ①申請者から業者へ工事発注
※施工前の写真をお撮りください
- ②防犯灯設置工事完了
- ③工事代金支払い
- ④領収書の受領

※設置場所の確保や許可、設置後の管理等は各地域で実施してください。



2. 市へ交付申請書類を提出

オンライン申請も可能です！

LoGo フォーム ⇒



- ①交付申請書兼請求書
※旧様式も使用可能です。
- ②添付書類 全て写し可
 - 位置図
 - 着工前の写真
 - 完了後の写真
 - 防犯灯設置工事に係る内訳書
⇒明細が分かる請求書又は見積書
 - 工事に係る領収書
 - 通帳の写し（表紙と表紙裏面）



3. 市から交付（不交付）決定通知を郵送



4. 市から交付金を振込み

«交付金額»

防犯灯を新たに設置または更新した場合、申請により工事費の1/2以内の額を交付します。1器あたりの上限額は以下のとおりです。

- ・器具のみの場合 上限1万5千円
- ・ポール付き器具の場合 上限3万5千円

«留意事項»

市では予算の範囲内で随時受付しています。地域に偏りなく本交付金を活用いただくため、一度に多数の申請はご遠慮いただき、地域内においても計画的な設置及び更新にご協力いただきますようお願ひいたします。

一度に3基以上の申請をされる場合は防災安全課までご連絡ください。
0573-66-1111（内164）

◎数量問わず、申請前に一度ご連絡いただければ都度予算の有無をお知らせいたします。

年度末などは予算が不足する場合がございますのでご了承ください。

※受付を終了した場合は市ホームページ等でお知らせします。

市ホームページ ⇒



◎当該年度に実施した工事の申請書類は3月迄に必ず提出してください。

◎4月以降に前年度の申請書類は受け付けられませんのでご注意ください。

指定口座に振り込みます。

振込みまで2週間～1ヶ月程度かかります。